

令和8年度竹富町頑張る地域応援プロジェクト
地域創造推進交付金事業募集要項

1 事業の目的

本町において、やる気のある地域が自由に独自の施策を展開することにより、「魅力ある島々」、「魅力ある地域」に創造するよう、地域独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む町内在住の個人、地域公民館、団体等（以下「団体等」）に対し、地域創造交付金を交付し、地域の隠れた資源を再発掘し、魅力ある地域に取り組む機会を提供することにより、住民自治の発展、更なる地域活性化に資することを目的とする。

2 交付の内容

(1) 地域の魅力を発掘する個人 10人×100千円=1,000千円

※1人最高10万円まで

(2) 地域の魅力を発掘する公民館 2団体×500千円=1,000千円

※1団体最高50万円まで

(3) 地域の魅力を発掘する団体等 2団体×500千円=1,000千円

※1団体最高50万円まで

(交付申請状況等により、その都度それぞれの交付金の額を変更できるものとする)

3 交付対象事業

次に掲げる要件をすべて満たす事業が交付対象とする。ただし、本交付金を通算3回以上受けた団体等、又は同一事業により過去に交付を受けた団体等は交付対象外とする。また、過去5年以内に事業を実施した団体等が同種事業を実施することはできない。

(1) 公益性が認められるソフト事業であること

(2) 営利を目的としないこと

(3) 計画から実施まで責任を持って遂行できること（再交付の禁止）

(4) 単年度で実施・精算する事業であること

(5) 政治活動及び宗教活動を目的としないこと

(6) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと

(7) 竹富町又は他団体等から、制度による補助等を受けていないこと

(8) 地域社会の健全な発展に寄与すること

(9) 上記(1)～(8)の要件のほか、法令などに違反しないこと

(10) その他、町長が特に必要と認めたもの

4 交付対象とならない事業

道路・河川水路・施設整備等のハード事業は対象とならないものとする。ただし、単に整備を行うことだけを目的としたものではなく、地域活性化の一環として取り組み、地域で実施できる範囲のものについて、特に必要と認められるものは対象とすることができる。

5 交付の対象経費

備品購入費	事業実施に必要な備品（対象経費の30%以内）
消耗品費	事業実施に必要な資材、周知等の用紙代、材料代 等
燃料費	事業実施に必要な燃料代
報償費	講師やアドバイザーへの謝金 等
旅費	講師の旅費、研修会への参加旅費 等
印刷製本費	事業実施に必要な資料、活動報告書、パンフレット等の印刷又は写真のプリント代 等
通信運搬費	切手、はがき、小包等の料金 等
保険料	事業実施に必要な行事保険、講師・指導者が加入する損害賠償保険 等
手数料	銀行振込手数料、クリーニング代 等
使用料 賃借料	会場使用料、音響機器使用料その他機器のレンタル料、バス賃借料 等
委託料	事業実施に必要な業務を第三者に委託する場合の費用 （ただし、第3条第2項に該当する者への委託は認めない。）
その他	町長が特に必要と認めたもの （対象経費の判定については、個別に経費の内容を審査する）

交付の対象となる経費は、交付対象事業の実施に必要な経費ですが、以下のものは交付の対象から除くこととする。

【交付対象外経費の例】

- (1) 申請者又は交付対象団体等の経常的又は恒常的な活動に要する経費
- (2) 親睦を目的とした飲食費等、事業実施に直接必要と認められない経費
- (3) 家賃（敷金、礼金を含む）、土地の取得、造成又は補償にかかる経費
- (4) 他の事業を行っている場合における、当該事業と共通して使用する経費
- (5) 国、県、町又は他の補助制度等により、既に補てんされている又は補てんされる予定の経費
- (6) 領収書等の証拠書類により、支出内容及び支払事実が客観的に確認できない経費
- (7) 申請者又は交付対象団体等の代表者、役員、構成員又はそれらと生計を一にする者への支出
- (8) 申請者又は交付対象団体等が所有又は管理する資産（車両、機械、設備等）を使用又は賃借したとみなされる経費
- (9) 取引の実態が不明確である、又は客観的な市場価格と著しく乖離していると認められる経費
- (10) 商品券、金券、記念品等の購入費
- (11) その他、事業に直接関わらない経費又は社会通念上適切でないと町長が認める経費

6 応募方法

応募を希望する際は、提出書類を竹富町役場 企画政策課まで持参もしくは郵送にて必要書類を提出すること。

7 提出書類

- (1) 竹富町頑張る地域応援プロジェクト創造推進交付金交付申請書（様式第1号）
- (2) 別紙（予算見積書）

上記書類は竹富町役場企画政策課窓口又は竹富町役場ホームページよりダウンロードしてお使いください。（用紙サイズ：A4タテで印刷してください）

8 応募期間及び提出先

◇令和8年4月8日（水）～令和8年5月7日（木）17時必着

◇竹富町役場 企画政策課

9 審査

応募された事業につきましては、下表の審査項目により審査を行い、その後、可否の決定を団体等へ通知する。

【審査項目】

本 審 査	① 適合性	人と人とのつながりをつくる事業か
		地域課題の解決や特徴を伸ばすことにつながる事業か
	② 公益性	事業の効果が個人や特定の団体にとどまらないか
		公金の支出としてふさわしいか
	③ 妥当性	目的を達成する手段として妥当か
		事業費が適切か
	④ 発展性	普遍性があり、今後の発展が期待できるか
		継続が可能な事業であるか

審査結果は町長に報告され、交付金交付の決定を町長が行う。

10 その他資料等

- (1) 交付要綱
- (2) 実績報告書（様式第6号）
- (3) 別紙（決算報告書） ※事業終了後に提出
- (4) 請求書
- (5) 写真添付用紙（別紙） ※実績報告書に添付し提出

交付決定を受けた団体等は、交付金を受けた年度の2月末日までに事業を完了し、実績報告書を提出すること。

※その他、ご不明な点等につきましては下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ・申請書提出先】

〒907 - 8503 竹富町役場 企画政策課 石垣市美崎町 11 番地 1

TEL 0980 - 83 - 0507

FAX 0980 - 82 - 6199